

(平成24年12月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

厚生年金関係 1件

栃木厚生年金 事案 1903

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和40年10月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月22日から同年12月1日まで

C社の本社に入社後、すぐに同社D支店に異動となり、E課で仕事をしていた。途中、退職をすることはなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（C社からA社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、異動日について、オンライン記録によれば、申立人と同様に、昭和40年10月22日にC社で被保険者資格を喪失し、同年12月1日にA社で被保険者資格を取得した同僚が9人確認できるところ、このうち複数の同僚は、「C社の本社に入社後、すぐに同社D支店に異動した。」と述べていることを踏まえると、申立人のA社における資格取得日を、C社における資格喪失日と同日の同年10月22日とすることが妥当である。

申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料

及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

栃木厚生年金 事案 1904

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録及びD社（現在は、E社）F事務所における資格取得日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年8月は3万3,000円、同年9月は4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月1日から同年10月1日まで

A社C工場からFに転勤になった。その後、A社とB社が合併し、Fの工場はD社F事務所と社名が変更されたが、その際の2か月間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。単にグループ会社内で転勤しただけであるので、被保険者期間が欠落していることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業所及び複数の同僚の供述により、申立人がA社及びD社に継続して勤務し（昭和45年9月1日にA社C工場からD社F事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）の記録から、昭和45年8月は3万3,000円、同年9月は4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和45年8月1日から同年9月1日までの期間に係る申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、B社の事業主は不明としているが、申立人と同時期にD社F事務所に異動した複数名の従業員についても、同様に被保険者記録に欠落が見られるところ、申立人及びこれら複数の厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年9月1日と届

け出たにもかかわらず、社会保険事務所が同年8月1日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和45年9月1日から同年10月1日までの期間に係る申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、E社の事業主は不明としているが、当該期間当時、D社F事務所は法人事業所であり、当時の厚生年金保険法の定める適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから（平成20年12月4日に、新規適用年月日が昭和45年10月1日から同年9月1日に訂正）、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録及びD社（現在は、E社）F事務所における資格取得日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年8月は3万6,000円、同年9月は7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月1日から同年10月1日まで

A社C工場からFに転勤になった。その後、A社とB社が合併し、Fの工場はD社F事務所と社名が変更されたが、その際の2か月間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。単にグループ会社で転勤しただけであるので、被保険者期間が欠落していることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業所及び複数の同僚の供述により、申立人がA社及びD社に継続して勤務し（昭和45年9月1日にA社C工場からD社F事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）の記録から、昭和45年8月は3万6,000円、同年9月は7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和45年8月1日から同年9月1日までの期間に係る申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、B社の事業主は不明としているが、申立人と同時期にD社F事務所に異動した複数名の従業員についても、同様に被保険者記録に欠落が見られるところ、申立人及びこれら複数の厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年9月1日と届

け出たにもかかわらず、社会保険事務所が同年8月1日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和45年9月1日から同年10月1日までの期間に係る申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、E社の事業主は不明としているが、当該期間当時、D社F事務所は法人事業所であり、当時の厚生年金保険法の定める適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから（平成20年12月4日に、新規適用年月日が昭和45年10月1日から同年9月1日に訂正）、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 1906

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日を昭和45年4月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から同年7月1日まで

昭和42年10月から51年7月までA社系列の事業所に勤務した。45年4月にA社のC部がB社に移行した際、私も一緒に異動したが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。同じ系列の会社間での異動なので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言などから、申立人がA社及びB社に継続して勤務し（昭和45年4月22日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、年金事務所の管理するB社の昭和45年7月の記録から、6万4,000円にすることが妥当である。

なお、社会保険事務所（当時）の記録によれば、B社の申立期間に係る厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないが、同社は法人事業所であり、当時の厚生年金保険法が定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、事業主は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所の実態がありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間について、申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 1907

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和29年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から同年7月1日まで
昭和29年6月にA社C工場から同社D工場に職場が変わったが、退職時における同社からの感謝状にあるとおり、同社には入社以来40年間継続して勤務していたので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する退職者一覧台帳、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から、申立人はA社に継続して勤務し（A社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の異動日について確認できる人事記録等はないが、申立人が異動後に勤務した同社D工場は、オンライン記録によると、昭和29年7月1日に適用事業所となっていることから、異動日を同年7月1日とすることが妥当である。

申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和29年5月の健康保険厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、B社の保管する労働者年金保険被保険者資格喪失届における申立人に係る資格喪失日が昭和29

年6月1日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 1908

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和29年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から同年7月1日まで

昭和26年3月にA社に入社して41年間継続勤務していたにもかかわらず、申立期間の年金記録が空白期間となっていることに納得できない。申立期間中である29年6月21日付けの昇給辞令を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する退職者一覧台帳、雇用保険の加入記録、申立人が所持する昇給辞令及び元同僚の証言から、申立人はA社に継続して勤務し（A社B工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の異動日について確認できる人事記録等はないが、申立人が異動後に勤務したD工場は、オンライン記録によると、昭和29年7月1日に適用事業所となっていることから、異動日を同年7月1日とすることが妥当である。

申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和29年5月の健康保険厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、B社の保管する労

働者年金保険被保険者資格喪失届における申立人に係る資格喪失日が昭和 29 年 6 月 1 日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 1 日から 22 年 6 月 1 日まで

ねんきん定期便により A 社における厚生年金保険の記録を確認したところ、標準報酬月額の記録が実際の給与額と大きく相違している期間があることが判明した。その後同社は、標準報酬月額訂正の届出を行ったが、申立期間については、時効により訂正後の標準報酬月額が年金額に反映されない記録となってしまうので、反映される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、被保険者資格取得時（平成 20 年 6 月 1 日）に 36 万円と記録されていたところ、資格取得日の翌月の同年 7 月 8 日付けで、20 万円に訂正されていることが確認できる。

一方、年金事務所は、A 社は社会保険料を滞納していないと回答し、当該事業所の元事業主も「社会保険料の滞納はなかった。」と回答している上、オンライン記録により、当該事業所において標準報酬月額が減額訂正されたのは申立人のみであることから判断すると、上記の標準報酬月額に係る訂正処理が、社会保険事務所（当時）における不合理な処理であったとまでは言えない。

また、申立人の A 社における申立期間の標準報酬月額は、20 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が年金事務所に対し訂正の届出を行い、平成 24 年 7 月 30 日付けで 36 万円に訂正されている。しかしながら、当該期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当該訂正後の標準報酬月額（36 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（20 万円）となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が保管している給与明細書によると、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、平成24年7月の訂正前のオンライン記録（20万円）と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。